

養育支援訪問事業の事例

(* プライバシーに配慮し、事例は趣旨を損なわない程度に改変している)

【事例 1 : 知的障害がある母親の事例】

○訪問時期及び期間 : 妊娠中から生後 4 か月まで

○訪問者 : 保育士

母が母子健康手帳の交付を受けるため、保健センターへ来所した。保健師が面接を行い、体調や生活状況等を確認したところ、父も母も知的障害があること、母は実家で生活しており父以外の同居家族もいるが、家族は皆仕事をしていて日中は母だけになるということを取聴した。

出産・育児に向けた準備、授乳やオムツ交換等の基本的な育児手技、養育環境の整備について、特に母に対して丁寧な関わりを行っていくことが必要となる家庭であると判断したため、妊娠中から養育支援訪問を開始した。

妊娠中は出産に向けた必要物品の確認等準備を進め、産後は週 1 回の頻度で訪問を行った。産後の訪問では、始め、母が頑なになってしまい、訪問員の助言をなかなか受け入れない様子もあったが、訪問員が母の思いに傾聴し母が行う育児の方法を認める声かけを続けたところ、徐々に信頼関係ができ、母の方からいろいろな相談が聞かれるようになった。子どもの順調な発育も確認されており、生後 4 か月からは保育園に入園となったため、養育支援訪問は終了となった。

なお、入園の際にも、母とともに訪問員が保育園の面接へ一緒に出向き、入園にあたっての母の不安の軽減を図った。

【事例 2 : パニック障害の既往があり不安の訴えが多い母親の事例】

○訪問時期及び期間 : 生後 3 か月～ 1 歳まで

○訪問者 : 子育て経験者

母は、母子健康手帳交付時の面接では特に問題が把握されていなかったが、出産後に多くの不安の訴えが示されるようになった。保健師が訪問したところ、母にはパニック障害の既往があり、出産後より漠然とした不安や恐怖心があること、身近に育児の支援者がいないことを把握した。そのために、母は、子どもへの接し方がわからない、家事全般に苦手さがあり育児と両立できないといった状況から、さらに不安が増すという悪循環に陥っていた。

保健師が一つ一つをアドバイスすることによって、母は安心感を得て行動に移すことができていたことから、継続的に母に寄り添いながら家事や育児のアドバイスを必要と判断し、養育支援訪問を開始した。

週1回の訪問を継続する中で、母は、訪問員へ厚い信頼を寄せ、自身の健康状態や実家と疎遠になっていること等を話すようになった。訪問員は、母の不安に寄り添い訴えを傾聴しながら、経験に基づく様々なアドバイスをし、家事や育児の支援を行った。

母は徐々に精神的に安定し、良い意味で適度に手を抜きながら家事や育児をこなせるようになった。子どもは発育・発達ともに順調に経過していった。また、子どもと一緒に外出するようになったことで友人ができ、子育てを相談できる存在ができたことから、養育支援訪問は終了となった。

【事例3：言葉の遅れがある子どもへの対応の仕方に関する母親の事例】

○訪問時期及び期間：3歳～3歳6か月まで

○訪問者：保育士

3歳児健康診査において、子どもの言葉の遅れと落ち着きのなさが確認された。母から子どもへの声かけが少ないこと、普段は日中ほとんど屋内で過ごしているということから、子どもの言葉の遅れの主な要因は、経験不足によるところが大きいと考えられた。また、母はすぐに叩いて子どもの行動を制止しようとしている様子もあった。母の実家は遠方にあり、父の両親はすでに他界していたため、母にとって子育ての相談をする相手がいなかった。

母は、子どもの経験を増やす機会として遊びの教室への参加には消極的であったが、子どもの言葉の遅れに対する心配を抱いていたため、家庭で子どもの経験を増やすような対応の仕方を母に身につけてもらうことを目的に、養育支援訪問を開始した。

訪問員は、子どもの発達段階や家庭の住環境を考慮した上で、子どもへ必要な対応の仕方を母へわかりやすくアドバイスした。子どもは徐々に言葉の面で成長が見られるようになり、母はそれをとても喜び、訪問員を信頼して次々とアドバイスを実行できるようになった。

子どもの言葉の成長が確認され、母の対応に改善がみられるようになったことから、養育支援訪問は終了となった。